

①件名
(仮称) 石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定の締結について
②施策等を必要とする背景及び目的(理由)
<p>【背景】 大震災で甚大な被害を受けた石巻市夜間急患センターの再建については、石巻赤十字病院敷地内に、(仮称) 石巻市夜間・休日急患センター(以下「急患センター」という。)として、平成28年12月の開院に向け建設中である。 急患センターは、石巻・登米・気仙沼医療圏で唯一の夜間の1次救急医療の施設であり、地域医療に果たす役割は大きいことから、安定した運営を継続するため、隣接自治体と運営費の負担等について協議を重ねてきた。</p> <p>【目的】 運営費負担に関する協定を締結し、隣接市町を含む地域における夜間及び休日の1次救急医療体制を安定的に確保する。</p>
③拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市診療所条例(平成17年4月1日条例規則第172号)</p> <p>【復興計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 施策大綱2「市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す」 大区分1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 地域医療の復旧・復興</p> <p>【石巻市夜間急患センター再建基本計画】 第4章 急患センターの事業収支計画</p>
④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)
<p>【建設及び運営に関する意見交換】 平成26年5月30日 ～平成27年 2月19日 石巻市夜間急患センター再建に関する意見交換会(5回)</p> <p>【運営費負担に関する協議】 平成27年 4月23日 ～平成27年12月24日 石巻市夜間急患センター運営費負担等協議に関する会議(4回)</p> <p>平成28年2月1日 (仮称) 石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定締結</p>
⑤主な内容
<p>1 協定締結自治体 石巻市と東松島市、女川町、南三陸町、登米市、涌谷町及び美里町(以下「各市町」という。)</p> <p>2 協定趣旨 地域における夜間及び休日の1次救急体制を確保するため、石巻市は急患センターを設置し、各市町はそれぞれこの協定に基づき急患センターの運営に要する費用の一部を負担する。</p> <p>3 協定の主な内容 (1) 負担金の基礎額 負担基礎額＝(前年度の総事業費－前年度の総事業収入)÷前年度の延べ患者総数 (1円未満の端数切捨て)</p>

<p>(2) 各市町の負担金の額 各市町の負担金の額＝負担基礎額×前年度の各市町の延べ患者数 (千円未満の端数切捨て)</p> <p>(3) 急患センター運営協議会の設置 急患センターの運営負担金等について協議するため、各市町の担当課長による協議会を設置する。</p> <p>(4) 負担金の支払い 翌年度清算払い</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【効果】 急患センター収支の健全化に資する 【財政措置】 隣接自治体からの患者数に応じた歳入の増</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>【単独自治体が設置し運営負担金で運営している類似施設】 大崎市立病院救急医療センター（旧古川市立病院救急医療センター） 平成 6 年 7 月 1 日開設 仙南夜間初期急患センター（大河原町） 平成 27 年 2 月 23 日開設 大崎市夜間急患センター（大崎市） 平成 27 年 4 月 1 日開設</p> <p>【複数自治体が設置し運営負担金で運営している類似施設】 塩釜地区休日急患診療センター（塩釜市） 昭和 56 年 4 月 1 日開設</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 （仮称）石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定施行</p>
<p>⑨その他</p>